

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

平成31年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルの応募資格は、次に定める内容を全て満たす法人、もしくは複数の法人による共同事業体（以下「事業体」という。）とします。ただし、事業体が応募する場合は、必ず代表者を定めることとし、事業体を構成する者（以下「構成員」という。）は本プロポーザルについて複数の事業体に所属することができないとともに、本プロポーザルについて事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。また、構成員全てが次に定める内容を全て満たすこととします。

- (1) 平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に「各種調査企画」で登録されていること。なお、事業体の場合は、少なくとも1者以上が平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に「各種調査企画」で登録があること。
- (2) 調査地域において、調査に必要な数のモニターを確保していること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しないこと。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (5) 市の区域内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 市の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

4 参加意向申出手続

(1) 提出期限

平成31年1月10日 17時15分まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

- (注意)・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。ただし、配達事業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・ 郵送の場合は書留郵便とし、発送後に担当まで電話連絡を行ってください。
 - ・ 持参の場合は、平日の9時～12時と13時～17時15分の間に、横浜魅力づくり室企画課まで提出してください。

(3) 提出先

横浜市文化観光局横浜魅力づくり室企画課 担当：野添、澤岨
〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6F TEL：045-671-4123

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1-1もしくは1-2） 1部

※事業体が応募する場合は代表者を定めた上で、代表者名を記載し、代表者印を押した「参加意向申出書（様式1-2）」を提出してください。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一としてください。

イ 誓約書（様式1-3） 1部（共同提案の場合は、参加する各社1部ずつ）

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※ 定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円切手を貼付してください。

エ 納税証明書（消費税・地方消費税及び市税・都道府県税の滞納の有無がわかるもの。発行後3ヶ月以内のもの）の写し

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（様式2）を郵送いたします。なお、参加資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式4）を送付します。

イ 参加資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに、横浜市文化観光局横浜魅力づくり室企画課まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答します。

5 質問書（要領-1）の受付

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を受け付けます。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期間 平成31年1月22日 17時15分まで（必着）

(2) 提出方法 電子メール

（注意）・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。

- ・件名に「【質問】横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託」と明記してください。
- ・電話、ファクシミリでの質問は受け付けません。

(3) 提出先 bk-kikaku@city.yokohama.jp

(4) 回答送付日及び方法 平成31年1月25日までにプロポーザル提出要請者全員に電子メールで通知します。なお、質問が1件もない場合は送付しません。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、所定の書式（様式3及び要領-2～4）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案書には、次の項目を所定の様式（様式3及び要領-2～4）に記載してください。

ア 業務実施体制について（要領-2）

- ・提案事業者の概要
- ・従事スタッフの構成、人数
- ・受託からの業務スケジュール

(注意)・業務スケジュールの作成にあたっては、調査設問の設計、調査結果の集計方法、分析方法、報告書の作成方針等、本市との協議や調整に要する期間も勘案してください。

イ 会社の業務経歴について (要領-3)

- ・過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数

ウ 業務実施方針及び手法について (要領-4)

- ・別紙業務説明資料6提案内容を具体的に記入してください。

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト・写真等の活用は自由とします。

ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定される図柄は使用しないでください。

ウ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさを記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見易さに配慮をお願いします。

オ 1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とします。

カ 所定の書式以外に補足資料を添付する場合は、その旨を所定の書式上に明記してください。

(5) その他提出書類 (該当がある場合のみ)

提案書評価基準における「ワークライフバランスに関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。該当が無い場合は、資料の提出は不要です。

対 象	提出資料
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合 (従業員101人未満の場合のみ)	厚生労働省各都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合 (従業員301人未満の場合のみ)	厚生労働省各都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」
①次世代育成支援対策推進法による認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、又は、 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得、又は、 ③よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合 ※	①「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」 ②「認定通知書の写し」 ③「認定通知書の写し」または「認定証の写し」※
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書の写し」

※①～③のうち、複数該当する場合は、いずれか一つを提出してください。

(6) 提案書の提出 (様式3及び要領-2～4)

ア 提出部数

- ・様式3 2部
- ・要領-2～4 9部 (正8部、複写用1部) ※

※補足資料等含む (各部はダブルクリップでまとめてください。)

イ 提出先 4(3)と同じ

ウ 提出期限 平成31年2月1日 17時15分まで(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送

(注意)・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。ただし、配達事業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

- ・ 郵送の場合は書留郵便とし、発送後に担当まで電話連絡を行ってください。
- ・ 持参の場合は、平日の9時～12時と13時～17時15分の間に、横浜市文化観光局横浜魅力づくり室企画課まで提出してください。

(7) その他

所定の様式及び補足資料以外で、本プロポーザルに関係のない書類については受理しません。

7 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 平成31年2月12日～18日のうち1日(予定)

(注意) 提案多数等の理由により、延期する場合があります。

(2) 実施場所 横浜市文化観光局会議室(横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6F)

(3) 出席者 総括責任者を含む3名以下としてください。なお、本業務の主担当者は必ず同席してください。

(4) その他

- ・ 詳細な日程や集合時間、プレゼンの時間等については、別途お知らせします。
- ・ 提案書を基に実施しますので、パソコン、プロジェクタ等の機材の持込みは不可とします。
- ・ 提案者が6者を超えた場合は、書類選考を行い上位6者をヒアリングの対象とします。

8 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	文化観光局第2入札参加資格審査・業者選定委員会	平成31年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、実施候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委 員	総務部長 総務課長 企画課長 創造都市推進課長 文化プログラム推進課長 観光振興課長 総務課経理係長 企画課担当係長	文化観光局 創造都市推進課長 文化観光局 企画課長 文化観光局 文化振興課長 文化観光局 観光振興課長 文化観光局 文化プログラム推進課長

9 評価方法

(1) 審査方法

評価委員会が、提案者に対するヒアリングを実施したうえで、審査を行いません。

(2) 提案書の評価項目と配点

評価項目	配点	着眼点
1 提案内容に関する視点 (小計)	80	
業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	10	・業務目的及び横浜市の集客及びプロモーションに関する現状と課題の理解 (10)
仮説及び調査条件の設定	10	・調査の考え方・調査対象・標本数やエリアの分類の考え方 (5) 【提案】 ・モニターの確保数 (5)
調査の設計	30	・施設・イベントの認知率等、文化芸術創造都市施策の浸透度の調査の設計 (10) ・文化芸術に関する調査の設計 (20) 【提案】
結果の分析	20	・分析方法に対する考え方、プロセスの明確さ (10) 【提案】 ・文化芸術に関する調査の分析 (10) 【提案】
集計方法と報告書等の作成	10	・集計方法の内容や実施方針 (5) ・報告書の作成方針 (5)
2 実施体制に関する視点 (小計)	19	
従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	10	・従事スタッフの構成・人数 (5) ・受託からのスケジュール設定 (5)
類似業務の実績	5	・類似調査の業務実績 (5)
ワークライフバランスに関する取組	4	・ワークライフバランスに関する取組実績 (4)
合計	99	

(3) 最低基準点

受託候補者として選定するための最低基準点は60点とします。

(4) 評価が同点となった場合の措置

評価委員会による評価の結果、評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、「調査の設計」「結果の分析」の合計が最も優れた提案者を受託候補者として特定します。「調査の設計」「結果の分析」の合計の得点が同点となった場合は、当該者のみを対象に総合評価を10点満点で行い、得点の高い者を受託候補者として特定します。

(5) 審議の非公開

評価の審議は非公開とします。

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものします。
- (3) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に提案と関係のない事項の内容が記載されているもの
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
 - カ 本プロポーザルに関して、直接間接を問わず、平成31年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査委託に係るプロポーザル評価委員会委員との接触があった者
 - キ ヒアリングに出席しなかった者
 - ク 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った者
- (4) 特定・非特定の通知（様式5）

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否
要する。
- (7) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、提出者に無断でプロポーザルの特定以外に使用しないものとします。
 - イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出されたプロポーザルについては、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。
 - エ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な場合や、公開等の際に複製を作成することがあります。
 - オ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - カ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。
 - キ 提出された書類は、返却しません。
- (8) その他

- ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、提案書作成要領及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
- なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。
- カ 概算業務価格（上限）は約8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）です。
- 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。
- なお、本事業は「平成31年度 横浜市予算案」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。「平成31年度 横浜市予算案」が横浜市会において可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。上記に伴いプロポーザル参加者において、損害が生じた場合も、本市はその損害を一切負担しません。

11 参考資料

- (1) 平成 27 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査
- (2) 平成 28 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査
- (3) 平成 29 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査
- (4) 平成 30 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査
- (5) 平成 24 年度 横浜市の文化芸術施策の基本的考え方に関する意識調査
- (6) 海外データブック

平成 24、27～30 年度の調査概要及び結果概要は

<http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/miryoku/chosa.html>に掲載しています。

また、プロポーザル提出要請者には、1月15日以降、次のデータをCD-Rに記録し貸与します。CD-Rは、提案書提出時に返却してください。

- (1) 平成 27～30 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査 ローデータ (Excel または csv)
- (2) 平成 27～29 年度 横浜市に関する意識・生活行動実態調査 報告書 (PDF)
- (3) 平成 24 年度 横浜市の文化芸術施策の基本的考え方に関する意識調査 報告書 (PDF)
- (4) 海外データブック (PDF)